

第3回 西東京市 障害者基本計画検討委員会 議事要旨

会議の名称	西東京市障害者基本計画検討委員会（第3回）
開催日時	平成14年9月25日（水）午前10時から12時まで
開催場所	防災センター 6階 講座室
出席者	（委員） 柳田委員、田口委員、伊藤委員、今村委員、星委員、松島委員、黒子委員、深沢委員、雪委員、阿部委員、村田委員 （事務局）長澤障害福祉課長、西谷生活支援係長、杉山サービス給付係長、鶴田主査、磯崎主査、阿部主任
欠席者	（委員） 甲斐委員
議題	(1)第2回障害者基本計画検討委員会における確認事項 (2)質疑及び意見交換 (3)次回の日程
会議資料	（添付資料参照） (1)第2回障害者基本計画検討委員会会議録 (2)権利擁護センターあんしん西東京
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者名	発言内容
委員長	平成14年度（第3回）西東京市障害者基本計画検討委員会を開会する。まず、事前配布されている議事録の確認をさせて頂きたい。これに関して何かご意見等があれば、事務局までお伝え頂きたい。 早速議事に入りたいと思う。まず事務局より(1)第2回障害者基本計画検討委員会における確認事項について説明をお願いします。
事務局	第2回検討委員会で、検討委員会の位置付けと、会の進め方について質問があったので、説明させていただく。 この検討委員会の位置付けは、国の基本計画、市の総合計画、地域福祉計画の下位計画であり、保健福祉審議会、策定委員会を経て、計画の策定がなされる。この他にも、各委員会の横の調整を図る庁内検討委員会がある。障害者基本計画検討委員会は、計画の叩き台を作るという位置付けである。委員の皆様には、計画の文面から全て考えていただくというわけではない。検討委員会で出された意見、上位計画との整合性を図りながら、実際の作業は事務局で行なう。皆様がこの委員会で意見を深めるために必要な資料があれば、気がついた時に事務局に言っていただきたい。 この委員会には、委員の皆様相互の理解を深めるという役割もある。委員会には様々な関係団体に属している方や、障害には直接関係ないが、多様な分野に属している委員の方々がいるので、それぞれの方の意見を聞いて理解を深め、思いを1つにしながら計画をつくらないとバランスを保つことはできない。 また、他機関との連携も大切になる。教育委員会、児童青少年部等、他機関との関係を保ち、他機関でつくっている計画に盛り込むことが望ましいものは働きかけていかなければならない。また、これは市としての計画の中に盛り込む、これは都や国に要請するとか、交通整理も皆様の意見を聞きながらやっていきたいと思う。現状実態の把握や社会的な背景、市民一人ひとりのニーズや市全体としてのニーズなどの把握もしながら、バランスよくやっていかなければならないだろう。 また、前回グループホームについて質問があったが、国の基準では、世話人は4人

<p>委員長</p>	<p>に1人となっている。個室は2人まで収容でき、面積は4畳半以上、2人以上の場合は6畳以上の面積が必要になる。また部屋に加えて交流室も用意しなければならない。</p> <p>それから障害者は、知的障害者も合わせると、約62%が65才以上である。だから、介護保険や高齢者施策との交通整理も必要になってくる。</p> <p>またこれから10年で、知的障害者は、養護学校卒業や一般企業からのリターンなどを含めて200人以上の数が見込まれている。</p> <p>今の事務局の説明等で確認しておきたいことや、質問等があれば発言していただきたい。</p> <p>第1回委員会から配布している資料は、これからも資料として使っていきたい。第2回委員会で、「障害者基本計画の考え方」というモデル的な計画を提示したが、これはあくまで叩き台として捉えて頂ければ、と思う。</p> <p>障害者関連では、様々なことが同時平行して動いている状態で、障害者計画について国の新プランが動いていたり、「アジア太平洋障害者の10年」の最終年にあたり、キャンペーンでいろいろな議論がされていたりする。これらのことも見据えながら進めていかなければならない。しかし現段階では、目標となる指針がはっきりしない中で、必要なことを検討していかなければならない状況である。</p> <p>前回提案したように、この場では各委員がお持ちの忌憚のないアイデア、意見、要望を出して頂きたいと思う。要望については実行計画をつくるわけではないので、財政等の事情で実現可能かなどは後の課題になる。忌憚のない意見を出して頂きたい。</p>
<p>委員</p>	<p>6点ばかり意見をまとめてきた。</p> <p>1点目は傍聴者の定員を増やせないかということ。先月の検討委員会で傍聴者が定員をオーバーし、何名か廊下で聞いていたそうである。西東京市障害者基本計画検討委員会傍聴要領で傍聴人定員10名という枠を設けた。しかし委員長の判断で決められるとも書いてあるので、再検討をお願いしたい。会場の広さを勘案して20名は可能ではないか。また手話通訳が必要な傍聴人のいる場合、すぐに手配ができるのか。</p> <p>2点目は障害者当事者の意見を聞く機会を多くとってほしいということ。障害者基本計画の核ともなる障害者支援費制度は、障害者本人がサービスを選ぶので、当事者の意見を尊重した障害者基本計画が必要となる。できれば、委員の中にもっと当事者を入れて頂きたいと思う。検討委員会設置要綱第3に、「委員12名以内」と記してあるので委員を増やすのは無理だと思うが、委員会設置要綱第7に、意見の聴収において「委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる」とあるので、当事者の意見を委員会の中に反映するために頻繁に当事者・関係者が出席し、説明や意見等が言えるような委員会形式をお願いしたい。</p> <p>当事者である障害者の意見を障害者福祉計画に反映させた例として、杉並区では昨年12月、区主催の「障害者本人の声を聞く会」が開かれたが、障害者当事者にも行政にも非常に有意義であり、可能な限り区政運営に反映させるものとなった。そして今年8月、昨年の「障害者本人の声を聞く会」をさらに発展させて、「杉並区障害者区議会」のプロジェクトが立ち上がり、「杉並区障害者区議会」は今年12月に実施の予定である。</p> <p>企画書の目的では、「平成15年4月から始まる障害者福祉の『支援費制度』は、障害者が自己選択、自己決定による地域自立生活を行なえるようになることが目的であり、そのためには日頃の生活の場や公式の場で、障害者本人が暮らしの様々なことに関して十分な説明を受け、意見が言えるような場が広がることが大切である。『障害者区議会』で寄せられた意見は、可能な限り区政運営に反映させ、地域とともに生きる上で不可欠な地域での支え合いの実現を目指す。」とあり、西東京市で</p>

もこのような場は必要であると思う。

さらに企画書の中で目を引いたのは、「今年度の発言者は、これまで発言の少なかった重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者とする。」と記述した部分である。今までは親や施設の指導員等が障害者本人の代弁をしがちだった。コミュニケーション手段も工夫をし、「それぞれの障害者の意見を伝えやすくするため、要約筆記や映像、知的障害者の翻訳、手話通訳など、多様なコミュニケーション手段を使用する。」とある。企画書には、「今回成功したら次回継続」との注意書きもあるとのことである。障害者基本計画を策定する西東京市でも、このくらい当事者の意見を聞いて、基本計画をつくっていききたいと、委員の一人として提案する。

3点目は難病者のホームヘルプサービス利用の実態を知りたいということ。「西東京市障害者基本計画策定のための市民アンケート調査報告書」の中で、難病者調査結果を見ていて疑問を感じた点がある。難病者も病状が進行してきた場合、思うように体も動かなくなるだろうし、ホームヘルプの需要がもっとあってもよいはずだが、アンケート調査を見ていると、身体障害者手帳の取得状況はわずか2.1%である。65歳以上なら介護保険の対象になるわけだが、65歳以上の取得率は42.9%であり、あとの方々はどのようなのだろうか、本当にホームヘルプの需要はないのか。医療行為を必要とすれば訪問看護になると思うが、その点を難病者の状況に詳しい委員と窓口対応されている事務局に伺いたい。

4点目は、障害者のサービスは障害の種類ごとの縦割りサービスしかできないのか、ということ。身体・知的の重度重複障害の方、あるいは中途障害者になられた方で、体が動かなくなるというショックから引きこもり、精神障害と身体障害の重複障害になられた方など、パターンを挙げればきりがないが、障害の種類ごとの縦割りサービスで十分対応できるのだろうか。身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病者、重複障害者、重度重複障害者など様々な種類の障害者の総合的なフォローの拠点が必要であると感じる。

様々な種類の障害者の就学・就労支援、憩いの場や、障害者自身が地域生活などについて相談を行なうピアカウンセリング事業、自立のための訓練や体験が行なえる場、レスパイトや緊急一時保護、医療機関との連携を持った相談窓口等は、障害者本人と家族への支援となる。何でも対応できる「障害者自立・社会参加支援センター」のようなもので、ここに来れば障害者支援費制度で障害者が選べるサービスが全てあるとか、サービスの情報が得られたり、行政の相談窓口があり、社会福祉法人やNPO法人や民間会社の運営する事業もあって、様々な事業者が様々な種類の障害者に対応できるというような拠点が必要ではないだろうか。

1995年12月に制定された厚生省(現在の厚生労働省)の障害者プラン(ノーマライゼーション)の一環として実施された市町村障害者生活支援事業と精神障害者地域生活支援事業を組み合わせ、西東京市障害者自立・社会参加福祉センターの設立はどうだろうか。

5点目は「学校生活支援員制度」についてである。「学校生活支援員制度」は愛媛県松山市の公立小・中学校で平成12年に最初に行なわれ、その後、岡山県内の公立小・中学校、栃木県内の小・中学校、愛知県、青森県、徳島県と、まだまだこれから全国各地の多くの市町村で増えていく傾向にある。

学校生活支援員の活動内容は、

- 肢体不自由の児童生徒の支援
- 特殊学級に在籍する児童生徒の支援
- 耳の不自由な児童生徒の支援
- 多動で自閉傾向の児童生徒の支援
- 学習障害のある児童生徒の支援
- 帰国子女、外国人子女の児童生徒の支援
- 保健室登校・不登校の児童生徒の支援

など学校生活において支援が必要な児童生徒の支援を、自治体が予算化して事業として行なうものである。具体例としては、耳の不自由な児童生徒の支援として手話

	<p>通訳やノートテイク、肢体不自由の児童生徒の支援として移動や着替え、トイレなどの生活面での介助や、学習面での介助がある。また中学校のクラブ活動で、指導員が不足していることから、それらの支援も行っている。学校生活支援員制度を実施している自治体は、教育委員会のみでこれを行なっているが、もっと手厚い学校生活支援員制度を考えた場合、福祉と医療のサイドから教育委員会と連携して行なうべきものだと思う。</p> <p>6番目として成年後見人制度について。事前送付資料として、「権利擁護センターあんしん西東京」を頂いた。西東京市は自治体としては早く、平成12年12月から「成年後見制度条件整備検討委員会」を設置し検討してきた。委員長は早稲田大学法学部・田山輝明氏であったが、早くからの検討が実り、「権利擁護センターあんしん西東京」の開設につながったと思う。成年後見制度で今後必要なことは、本人が安心して気持ちを許すことができる、顔の見える関係でのケアと、低料金の報酬で引き受けることができる「受け皿」だと思う。若い知的障害者や精神障害者の場合、後見などの期間が長くなることも考えられるので、このような受け皿が必要である。受け皿として考えられるのは、社会福祉法人団体やNPO法人、民間団体だと思うが、何年か後には受け皿の育成が必要不可欠になるので、育成方法を真剣に考えたほうがよいと思う。</p> <p>発言内容が多岐に渡っていて書き取れなかったので、要旨だけでもホワイトボードに書いて頂くか、あるいはお持ちのメモを回して頂くことはできないか。非常に重要なことがあったと思うし、一つひとつについてもいろいろな問題があり、また一つのジャンルの問題ではないこともあった。簡単に聞き逃さない問題であるという気がする。いくつか書き取ったが、書き洩らした点もあるので、もし可能ならコピーして頂ければと思う。</p> <p>今の原稿のコピーをとってもよろしいか。</p> <p>はい。</p> <p>委員 本人の了解を頂いたのでコピーをさせて頂く。また、ホワイトボードに書きとめることとする。内容について分からないところがあれば、委員または私の分かる範囲でお答えさせて頂きたいと思うが、今の発言で確認をしておきたいことなどがあればどうぞ。またコピーが配られた後、何かあれば発言頂きたいと思う。1点目に関しては、早急に確認が可能かと思う。傍聴人の定員10名は、委員長の判断で増やすことは可能か。</p> <p>委員長 委員 委員 収容できる人数にも限度があるので、20人というわけにはいかない。やはり委員の忌憚のない意見交換が主な目的であるから、窮屈な環境では難しいと思う。例えば1人、2人増えた場合は何とかかなと思うが、あまり窮屈に詰まった中で長時間討議を行なうのは精神的にもつらいと思うので、やはり余裕を持った配置にしたいと考えている。例えば、車椅子の方が10人いらしたとして、介護人を含め全部で20人になってしまうこともある。1人、2人はオーバーしても可能だと思う。また車椅子の方、視覚・聴覚の方にガイドがついてくるということもあるが、そのあたりは柔軟に対応できると思う。</p> <p>事務局 状況判断でお答え頂いたが、規定ではどうなっているのか。</p> <p>規定では概ね10人程度で、他の検討委員会でも同じようにやっている。</p> <p>委員の方はどうか。</p>
--	--

	<p>手話の方がこの会議で意見を述べるというのはどういうことか。</p> <p>手話の方はあくまで、傍聴者の補助という意味である。</p> <p>そういう意味であるなら誤解していたので訂正したい。</p>
委員長	<p>手話通訳のことは切り離して、まず傍聴者の数をどこまで認めるか検討したい。私の意見としては、20人という提案があったので、20人までは増やせるかと思う。10人という基準があり限度もあるのだが、来て頂いたのに傍聴できずに帰られるというのは心残りである。収容可能人数もあるので、間をとって15名ではどうか。事務局としてはいかがか。</p>
事務局	
委員長	
委員	<p>やはり「概ね10名」というところは押さえて頂き、例えば1人や2人定員オーバーした時、廊下にいたという状況は申し訳ないので入って頂くことにする。他計画の検討委員会との兼ね合いもあるので、あくまでも10名を基本として、もしそれ以上の人数がいれば入って傍聴して頂くということでいかがか。</p>
委員長	
委員	<p>他の計画との絡み等もあるとのことなので、委員長権限で基本枠は10名、それをこえた分に関しては、その状況に応じて委員長が判断をするという形にしたい。</p>
委員長	<p>次に、手話通訳については、事務局としては予算等が絡んでくると思うがいかがか。</p>
	<p>手話通訳には相性の問題がある。ガイドヘルパー制度を使って手話ガイドをお願いすることもあるが、やはりそれぞれの相性がある。通常は、必要な方がご自分でガイドヘルパーの制度を利用し、ガイドを頼んでいる。支援費制度の説明会では、前もって準備させて頂いたが、必要がない時もある。予算の関係ということもあるが、むしろ相性の問題で、自分に合った手話通訳をご自分で選んで頂いたほうがよろしいかと思う。しかし、前もって要望を出して頂ければ検討したい。</p>
事務局	
	<p>あらかじめ連絡をしてもらえれば検討しないわけではないが、基本的には参加される方に適切な手話通訳の方をお連れ頂きたいということである。以上2点に関しては会議の運営に関わることなので、事務局に確認しながら早急に明確にするために検討した。委員からは他にも5つの提案があったが、急に出されたものであり、資料も回っていないので急に検討するには無理があると思う。そこでこれに加えていくような形で、あるいは指摘としては重なっているが、こういう視点で述べたいということがあれば出して頂きたい。</p>
委員長	
事務局	
	<p>今の提案と重なるところがあると思うが、傍聴人の方がたくさんいることを感じている。当事者を含め、各団体でいろいろな要望が出ていると思うが、私ども知的障害者の会でも、議会に要望を出し、採択されて通っているものがある。採択されたから全て実現するというわけではないが、採択されたのは、議員の方々にも「これはやるべきだ」と感じて頂けたからだと思う。私たちも要望があったものを実現する努力はしているが、私たちの発言だけでは洩れてしまうものもたくさんあると思うので、各団体や各委員会でも要望等を出して頂ければ私たちにも分かりやすいと思う。</p>
委員長	
	<p>各団体での要望書や要求がまとまっているという方はあるか。もしそういった意見書が取り揃えば、事務局へ送付願いたい。</p>
	<p>前回休んだので、理解が間違っていたらご指摘頂きたいと思う。この委員会では、平成16年3月までに西東京市の障害者問題に関する1つの原案をまとめることが要求されていると思う。先ほどの委員の意見は、最初の2点は別として、3~6点目</p>
委員	

<p>委員長</p> <p>委員</p>	<p>は、非常に幅の広い問題だと思う。この委員会のスケジュールとして、「今年中に何をやって、来年にはどこまでやる」というおおよその目途を最初に立てて頂き、スケジュールに基づいて検討していくのが現実的なのではないかと思っている。検討のスケジュールを大まかなところで決めておき、「この期間はこの問題に関して検討しよう」という進め方ができないか。本委員会として最終的に答申案がでるのかどうか分からないが、実は私は前に保谷市の協議会で答申案をまとめたことがある。その時はただ単に議論するのではなく、「いつまでに議論をし、いつまでに議論を終えるか」を決めて、必ずしもパーフェクトでなくても、70%くらいはそれを実行するというようにしたのだが、この委員会でも同じように事務局の要請に応えられるものを叩き上げていきたいと感じている。</p> <p>先ほど委員から出された問題は、非常に貴重な問題提起だと思うので、他の委員の中にも問題があれば全部出して頂き、委員長にそれを区分けしてもらって1つ1つ議論していくようにしてはどうだろうか。この場にやってきて急に意見を求められても、知識のないこともあり、なかなか答えられないと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>ある一定のものを掘り下げていくというレベルに持って行くために議論の場をつくるということだが、ここにいる我々も、障害者問題に関わっているとはいえ、自分が関わっている領域以外は完璧に理解しているというわけではない。お互いにどういうことを望んでいるのかがまだ確認されていないので、掘り下げる材料・データを集めるという段階だと考えて頂き、ご自身のポジションから忌憚のない意見を出して頂きたい。先ほどの委員の意見にもあったが、洩れがあるといけなないので、各団体がまとめたものなども出して頂き、相互理解を進めながら、実際に何が問題になっているのかを包み隠さず出すという作業をさせて頂きたい。</p> <p>また事務局から話があったように、平成 14 年度は地域福祉計画をつくりながら障害者計画もつくっていくという微妙な段階である。昭和 56 年の「国際障害者年」からノーマライゼーションを実現しようとしてきたが、それ以降の「国連・障害者の 10 年」から 10 年を経過しても、理念のみが先行し、現実はなかなか追いついていない。平成 14 年は、支援費制度など転機となる要素が重なり合っており、ここで上辺だけの議論をしてもあまり意味がない。やはり徹底的な議論が必要である。平成 14 年から 15 年以降の障害者の生活に直接的に大きな影響を及ぼすことなので、個人の努力でできるところまで、ということになるとは思うが、自分の持っているものを全部出し合うというやり方で進めていきたいと思う。今の私の発言について、あるいは続けて他の意見をお出し頂きたい。</p> <p>今は掘り下げる材料を集積している段階で、「言いたいことを出す」という点は承知できるが、いつまでそれを続けるのか。来年 3 月まで延々とそれを続けて、この委員会としては、「こういう意見が出た」ということにとどまり、策定委員会が計画を策定していくということになると、少しお粗末なのではないか。ある段階まではそれぞれの団体あるいは個人的な意見を出して頂くということであっても、その先はテーマを絞って討議していく場が必要なのではないかと思うがいかがか。</p> <p>おっしゃる通りだと思う。テーマを絞る、討議をするというところまで持つていくための作業が必要である。</p> <p>概ねいつ頃までに、ということは決まっているか。</p> <p>それは、前回と今日の状態を見て決める。委員の指摘のように、ある一定の状態を見極め、その段階に入らなければいけない。事務局から何かあるか。</p> <p>最初に配布した資料の中にもあると思うが、まず本計画は2ヵ年計画ということで、平成 16 年 3 月を目途に計画の策定をする予定である。その前に保健福祉審議会が</p>

委員	<p>ら 4 月に諮問が出て、答申が今年度中に出される予定であるが、この検討委員会としては、今年度は「中間のまとめ」を 3 月までの間に出す予定になっている。当事者の意見を聞く機会をもっと多くしてほしいという意見が出ていたが、市民フォーラムや、市民懇談会などを開く予定である。また、この検討委員会での進捗状況等をまとめて策定委員会に上げていく予定になっている。</p>
委員長	<p>委員の提案で、2 点目の「当事者の意見を聞くこと」については、この場に当事者をお招きするという形もあるし、事務局が言ったような市民フォーラム等の対応もあるし、杉並区を手本にするような形もあり、提案があったものについては委員会で検討すべきだと思う。</p>
委員	<p>委員の方に出して頂いた意見の中から、いずれいくつかについて掘り下げて議論していくことになるが、先ほどの 4 点目の提案などは障害者計画で言われている、「窓口の一本化」である。これは新しい計画をつくる上では念頭にあることだと思う。</p>
委員長	<p>このようにつながっている問題を深めていくことはいくらでも可能である。他にどなたか意見があるか。</p>
事務局	<p>今まで出た話と直接はつながらないかもしれないが、9 月に、地域の方へ敬老品の贈呈と 65 歳以上で構成されている世帯に「ふれあい訪問」が行なわれた。その中で健康状態を伺う項目があったのだが、個別訪問でありながら、実際に自分の状態を教えてください方が少ない。私どもとしても、プライバシーの問題があるので深くは関わらず、なかなか実態がわからないということがある。もう 1 つは民生委員としての問題で、「ふれあい訪問」で 2 世帯住宅を何軒も伺ったが、民生委員であることが知られていない。育成会が本年度から立ち上がり、民生委員全体が育成会に関わっているのだが、一般の方にはあまり知られていない状況である。</p>
委員長	<p>今の意見について何か意見があればどうぞ。今、民生委員がどういう状況にあるのかという非常に重要な指摘であったと思う。</p>
委員	<p>目に見える障害は分かる。しかし、個人的に耳が遠いなどの障害を抱えている方もおり、実際には調査結果のようにパーセンテージで出てくるような状況だけではない。</p> <p>確かに、プライバシーの問題で言わない人が多いと思うが、「私たちが把握したいから聞かせてほしい」ということでは絶対にいけないと思う。これは個人的な意見だが、「障害者をどう援助できるかを知りたいから、障害内容を教えてください」というのは失礼で、理想としては、障害を持っている人が、自分で選択して使えるメニューをたくさん用意することが大切である。こちらから情報を知らせれば、その方の障害の有無を明かさなくてもいいわけで、「全体としてだいたいこれ位である」という状況を把握していればよいのではないか。細かく把握していれば、支援者側としては安心するところはあると思うが、それには限界があるし、話したくない人もいる。</p>
委員長	<p>法律や制度は縦割りなので、障害の種類を横につなげていくために障害の状態を聞いてしまうこともあると思うが、それではよくない。生活上困っていることについてサービスを受ける制度の方がよいと言われているので、そのことをこの計画に盛り込んでいければと思う。種別ごとにいろいろな制度があるが、生活上困っているニーズによって制度を利用する、障害を問わずホームヘルパーが必要であれば利用する、という制度の検討が必要であり、おそらく平成 14 年度はこういう話がかなりされていると思う。</p>
委員	

委員	<p>今の委員の発言に関連する情報提供だが、高齢者保健福祉計画の方で、9月の議会の中で補正予算を出し、「見守りネット」という制度を立ち上げる。ニュース等でご存知だと思うが、独居の方が亡くなる等の事件があり、また皆様からの要望も踏まえて「見守りネット」という新たな制度を立ち上げることになった。これに関連することで、民生委員あるいはケースワーカーも含めてお骨折りを頂くことになるのだが、これは先ほどの委員の見方とは違うと思うが、「見守りネット」は情報集めではなく、「見守る」ことが主な目的になる。だから、当事者からの情報提供という形ではなく、なかなかドアを開けてもらえないお宅には、何度も訪問して信頼関係を築き、それを少しずつ広げていく作業になる。現在、当市ではそういう制度を立ち上げているところである。</p>
委員長	<p>今までの議論を振り返ってみると、最初の委員からの意見として、4点目の縦割りについての問題点、5点目の教育との連携になる学校生活の支援のこと、6点目の成年後見制度があった。この3つは障害者基本計画ではどうしてもふれなければいけないものだと思う。これに加えて、住民参加と民生委員についての意見もあり、障害者に対する支援方法の検討など、枠組みとして括るのに十分なものが出来たと思う。さらにこういうものが出来れば良いと思う。</p>
事務局	<p>最初の委員による、難病者の状況に関わる意見内容について確認したい。身体障害者手帳の取得状況が2.1%であることなどについて話があったが、手帳については難病の集計方法そのものがよくなかったということがある。「難病の種類を全て一緒にしているので、手帳を持っている人が2.1%は少ないのではないか」という話になる。しかし、難病は大きく3つに分けられ、中でも神経系の難病は進行が早く、体が不自由になったり、歩けなくなったりと外見としても分かりやすく、手帳を持っている方の割合はもっと多いと思う。膠原系や内臓系の方は、外見から分からない人が多く、手帳の取得状況も低い。もちろん本人は大変な思いをしていると思うが、生活をする上で困ったことも起きにくく、神経系と膠原系・内臓系の方で違いがある。</p>
委員長	<p>また、年齢で見ると65歳以上の取得状況が42.9%とあるが、これについても難病の種類によっては好発年齢があり、高齢者に発病しやすいか若い人に発病しやすいかは病気によっても様々である。例えば、パーキンソン病などは高齢の方に多く、筋ジストロフィーなどは子どもでもなるわけで、病気によってもいろいろ違う。比較的若い人が多いので、平均すると65歳以上が少なくなるということだと思う。ホームヘルプの需要がないのかということについても、病気の種類によって手助けの必要性や感じ方がそれぞれ違うので、難病を全部一緒に考えるのは実態とは合わず、それぞれ分けて考える必要がある。</p>
委員	<p>難病者専門のホームヘルプはないのか。</p> <p>国の制度としてはある。居宅生活支援事業があるが、西東京市では実施していない。</p> <p>内臓系の方は、訪問看護の必要性はあるのか。</p> <p>内臓系で訪問看護はあまり多くはない。訪問看護で実際に行なっているものでは、やはり神経系で、例えば痰が絡まってうまく出せない等で吸引が必要になったとか、あるいは寝たきりで動けなくなり褥瘡ができ、その処置のために看護師が常時行かなければいけないなどの看護行為がある場合に、訪問看護師が行くことある。しかし内臓系の病気は比較的薬でコントロールすることが多い。中でも一番多いのが慢性肝炎・肝硬変で、これは人が行って何かを手伝うという種類の病気ではなく、薬でコントロールするという病気なので、ホームヘルプも看護師もあまり必要としない人が多い。そういう意味で全体としてはホームヘルパーの需要が低いと言え</p>

	<p>る。</p> <p>どなたか新しい意見があるか。</p> <p>根本的な理念を大事にしたいと思う。どのような障害があっても、その人が望んだ人生が送れるような計画にしていけることが非常に大切だと思う。こちらで叩き台として出したものが策定委員会へ提示される際に、こちらの叩き台が低い位置付けになってしまえば、非常に空しいし、サービスを受ける方にとって残念なことになるので、「個人がどういう介護を望むか」、この1点を大事に考えたい。</p>
委員	これは、教育やまちづくりなど、非常に幅広い分野が関わってくるのだとも思う。
委員	その中でどうしてもこだわりたいことは教育である。最初の委員の5点目の提案である学校生活支援制度については、体に障害を持っているお子さんが普通学校に通う事例も出てきているが、まだ分離教育の域を出ていない。できる限り統合教育を目指すべきだと常々思っている。学校に通っているお子さんが日頃から障害を持っているお子さんと関わっていれば、特別に、障害者施設などでボランティア活動をするという発想が出てこないのではないかなと思う。「西東京市で同じように暮らしている仲間だ」という意識が自然に子どもの頃から染み付いてくると思うので、できる限り統合教育を目指すべきだと思っている。
委員	現在、普通学校は、特定多数の障害のないお子さんが通学しているわけである。やはり本当の共生を目指すならば、不特定多数の人が通える学校である必要がある。例えば、学校が一時避難場所になった時には不特定多数の人が利用する。学校の制度と災害時の避難場所ということは、切り離さなければいけないかもしれないが、学校施設のバリアフリーは社会全体の流れになってきており、建物・まちづくりのバリアフリーの一環として進めていかなければいけないと思う。
委員	2年前に「交通バリアフリー法」という法律ができた。障害者・高齢者等の公共交通機関の利用を円滑にするための法律だが、これは交通機関を誰もが使えるものにしていくということを目的に制定されたものである。具体策としては、駅にエレベーターを設置するなどいろいろあるが、この法律の大きな柱は、自治体が、基本構想をつくることができるというものである。つまり、駅を中心にした総合的なまちづくり、総合的な道路づくり、また駅周辺も含めた総合的なバリアフリー計画をつくることできるというものである。この基本構想を西東京市でも予定していると聞いているが、障害者計画とどのような関係があるのか伺いたい。
委員長	学校の統合教育に関して、具体的には建物のバリアフリーが必要ということであったが、現在、西東京市内でバリアフリーの学校は何校あるのか。
委員	我々がイメージするバリアフリーの学校というのはないと思う。
	<p>今は、より多くの生徒さんに学校に来てもらわないと困る状況である。</p> <p>「どこまで話し合うのか」という話があったが、実際にスケジュール表や資料を見ても、基本方針の検討は10月まで入っており、その流れの中で重点政策を検討するところから考えると、今はまず話し合いを十分にさせて頂き、いろいろな方の意見を聞きたいと思う。</p> <p>学校について、あくまで自分の意見として話すのだが、障害者の生き方の中で、「親の考えと子どもの考えがどれくらい一致しているのか」ということを最近非常に感じている。障害者でも、自分の進路は自分で考えたいという流れの中で、本当にその子の考えが親の考えと一致しているのか。私なりに障害者に対する理解・教育の重要性を考えてきたのだが、それがここに来て、少し揺らいできている。親と子の障害に対する理解を深め、我々も勉強しなくてはならない。</p> <p>例えば、スポーツ大会など親が子どもに言いかけさせて連れてくるその会場には必ずよい食事が待っていて、「これが食べられるからやりなさい」というような状況が</p>

委員長	<p>あるのだが、私自身、これはいけないことだと思っている。その子の社会的自立を目指すこと、豊かなライフワークをつくっていくことが大切だが、それが崩れてしまう。最初は支援や統合教育を考えていたが、今はそれ以上に重い課題があり、障害者との関わりの中でそこを解決していかなければいけないと考えている。または基本計画の中にそうしたことを盛り込めないかと思っている。</p> <p>支援という部分では、お金のかからないボランティアのようなものがあればいいと思う。学校では「お金」という言葉は禁句のような状況になっており、実際にはお金のかからないことでできることはないだろうかと考え始めている。私どものところでも肢体不自由の生徒が通常学級にいたのだが、友達等の介助で学校に来ている。その子に対しては、生徒会や子どもたち、また周りの者が動くことで問題を解決していけるようになっていく。</p>
委員	<p>これも親と子の関係についての1例であるが、通常学級で頑張ろうということを出発したが、いじめが起きているわけでもないのに、だんだん自分から通常学級を避けていくようになってしまったケースがある。親は行けと言うが、本人は養護学校に行きたいというケースもある。全て統合することが望ましいのか、それとも養護学校に戻すことも考えるか、こういう問題も考えていきたい。</p>
副委員長	<p>つまり、私自身の考えの中に「教育が常に統合でのぞましいというわけではない」という部分があるということである。選ぶ場が必要である。普通学校に行きたいという意志があればそれを叶えてあげたい。交流教育で音楽などに参加する子もいるし、反対に絶対に嫌だという子もいる。今まで生きてきた過程の中でいろいろな考えがあると思うので、強制する必要もない。</p> <p>嫌がるお子さんに無理強いするのは逆によくはないような気がする。しかし「普通学校に通うことが基本で、お子さんが望んで養護学校に行く」という考え方と、「養護学校に通うことが基本で、普通学校に特例で入っている」という形は違うと思う。そういう意味で選択できることが第一なのではないか。どのような教育を望むかという点で、私自身の考えとしては、やはり基本は普通学校で、選択肢がたくさんあればよいと思う。</p> <p>これは私の意見だが、学校の建物はせめてバリアフリーであって然るべきではないかと思う。そのあたりは国の新しいプランの中に必ず出てくるのではないかと気がする。社会に出るために教育をする場が、そもそもバリアフリーでないというのはおかしな話だ。お金が関係してくるので、一概に実現できるわけではないが、主張していくことは必要だと思う。委員に経済的な面についての意見を伺いたい。</p> <p>ご承知のように、大変な不況で各企業は現在、大変な状況に陥っている。今、一定以上規模の企業については、障害者を何人が採用しないといけないという決まりがある。しかし各企業を回ってみても、障害者の方が働いている姿はそう目立たないので、あまり浸透していないのではないかと感じる。そのような中で、そういった制度の拡充を図るという方法もあるのではないかと感じる。</p> <p>雇用問題の指摘であった。先ほどの話に戻るが、駅を中心にしたバリアフリーの計画については、他の計画に盛り込まれるのか。</p> <p>駅のことや再開発、まちづくりについては、都市整備部の所管になっていて詳しいことは分からないので、駅に関するバリアフリー等については私どもで調べて次回お知らせしたい。</p> <p>いずれにしても関連する分野だと思う。</p> <p>先日、ある団体で、駅のバリアフリーのチェックをする企画があり、西武柳沢駅の</p>

委員	<p>チェックをしてきた。駅の構内を出てから点字ブロックが全くなく、やっと見つけた所は、保谷公民館の出入り口とそこから数十メートル離れたところであった。平成 16 年度あたりに駅を新しくするということが、その時に、点字ブロックなどのバリアフリーに関するものも入るのかどうか、ぜひ教えて頂きたい。</p> <p>これは次回までをお願いしたい。雇用の制度についても就労に関わってくることだが、意見があるか。</p>
委員長	<p>就労について意見を言わせて頂く。私の所の精神障害者は、福祉就労をしていると思って来ているかどうか分からないが、「企業に就職するための通過地点として訓練する」という認識でいる方が多いのではないかと思う。しかし、病院から来る方は、一定の時間、机の前に座ってられない方もいる。このご時世で、仕事のノルマ、要求はきつくなっている。忙しい時にはボランティアの方にもお願いして、夜までかかって仕上げることもある。そういう場合に、生活保護をもらっている人は帰ってしまうことが多い。作業所を運営して 10 年になるが、企業に就職できた人は今まで 2 人しかいない。この 2 人も最初の半年くらいは生活保護をもらっていたが、「甘えてしまうから」ということで返上した。そういった根性があったせい、みごとに社会で働いている。しかし、2 人しか就労が達成できていないというのは、生活保護をもらっていると、市役所の方で、収入分を生活保護から差し引かれてしまうということがあると思う。そうすると仕事をする気がなくなってしまい、早く帰ってしまう。それは他の人にも影響する。その結果、企業も精神障害の方はあまり採用したがる。だから、作業所に通っている方の収入をあまり知らせてほしくない。</p>
委員	
委員長	<p>厳しい雇用情勢をどうしたらよいかということも、具体的に考えていきたいと思う。制度があっても制度自体が逆効果となっている状況もあるようだ。</p>
事務局	
委員長	<p>子の考えと親の考えの不一致について。一昨年、東京都が行なった障害者のケアマネージャー研修に出席した。その研修は身体障害者、精神障害者の方があくまで指導者の立場で参加していたのだが、その中で何人かの人（成人の方）から、「今まで自分が生きてきた中で最大の不理解者は親である」ということを聞いた。私自身も障害児の親で、親が一番の理解者だと思っていたので、非常にショックを受けたのだが、その時、本人の考えや気持ちと、親が思っていることとは必ずしも一致していないということを感じたわけである。</p>
委員	
委員長	<p>冒頭で、当事者の参加がもっとできないかという発言があったが、私も当事者の意見を聞きたいと思う。懇談会や市民フォーラムの開催が予定されているということだが、そういった中で、当事者の方ができるだけ発言できるような場を作って欲しい。</p> <p>「障害を持っている方がどのように暮らしていきたいか」、「どのような生活を望んでいるのか」、ということが一番大事なことだということを今日改めて思った。障害を持った方は障害を持たない方よりも、やはり絶対的に不便なわけである。その不便さをいかに取り除く計画ができるか。事務局でつくって頂いた試案の中にある「障害者が快適に暮らせるまちづくり」という部分がまさしくそれであろうと思うが、ただ不便さを取り除くだけではなく、「その人がこの西東京市で、この地域でどのように暮らしていきたいか」ということが大切である。やはりいろいろな障害を持っている方がいるので、個々のニーズにどれだけ対応できるまちづくりができるか。「知的障害だからこんなサービスを揃えた」とか、「身体障害者だからこんなサービスがある」というのではなく、「その方にとってどうであるか」ということを第一に考えていく必要性があると強く感じている。</p> <p>まだ言い足りないこともあると思うので、1 回目、2 回目に続いて、次回も自由に</p>

<p>委員長</p> <p>委員</p>	<p>発言する機会を持つということにしたい。加えて、今日の発言のポイントだけ抽出させて頂いたので、次の８点について掘り下げるような意見を考えて頂き、次回お持ち頂きたいと思う。</p> <p>当事者の意見を聞く具体的な方法について これはお招きするにしても、ご自身の意見表明をすることが難しい、知的障害の方などを含めて、当事者の意見を取り上げる方法についてである。</p> <p>具体的な就労拡大について 窓口一本化について これは生活支援センターの縦割りの問題等についてである。</p> <p>教育と福祉の連携について 統合教育について 権利擁護制度について 住民参加について 理念について</p> <p>障害があってもどのような生活を送りたいかなどということについてである。 この８点について更なる意見と、またこれ以外に主張したい意見を出して頂きたいと思う。ある程度の意見が出てきたという判断がつけば、さらにそれらに関して掘り下げる作業を進めたいと思う。副委員長はそれでよろしいか。</p> <p>異議なし。</p> <p>では、事務局から次回の予定の話をお願いします。</p> <p>今回は 10 月 23 日（水）ということで会場の確保をしようとしたが、同じ場所となると 30 日（水）しか確保できない。あまり場所を変えることは好ましくないので、30 日ではいかがか。</p> <p>不都合な方は手を上げて頂きたい。では 16 日はどうか。</p> <p>16 日は議会が入っている。</p>
<p>委員長</p>	<p>では 10 月 23 日（水）ということにさせて頂く。 場所については、後日連絡を差し上げることとする。冒頭の委員の意見をまとめた資料については、委員の皆さんには持ち帰ってよいとご了承頂いている。傍聴の方は基本的には閲覧という形とし、回収させて頂くこととする。 それではこれで閉会する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

副委員長

委員長

事務局

委員長

事務局

委員長